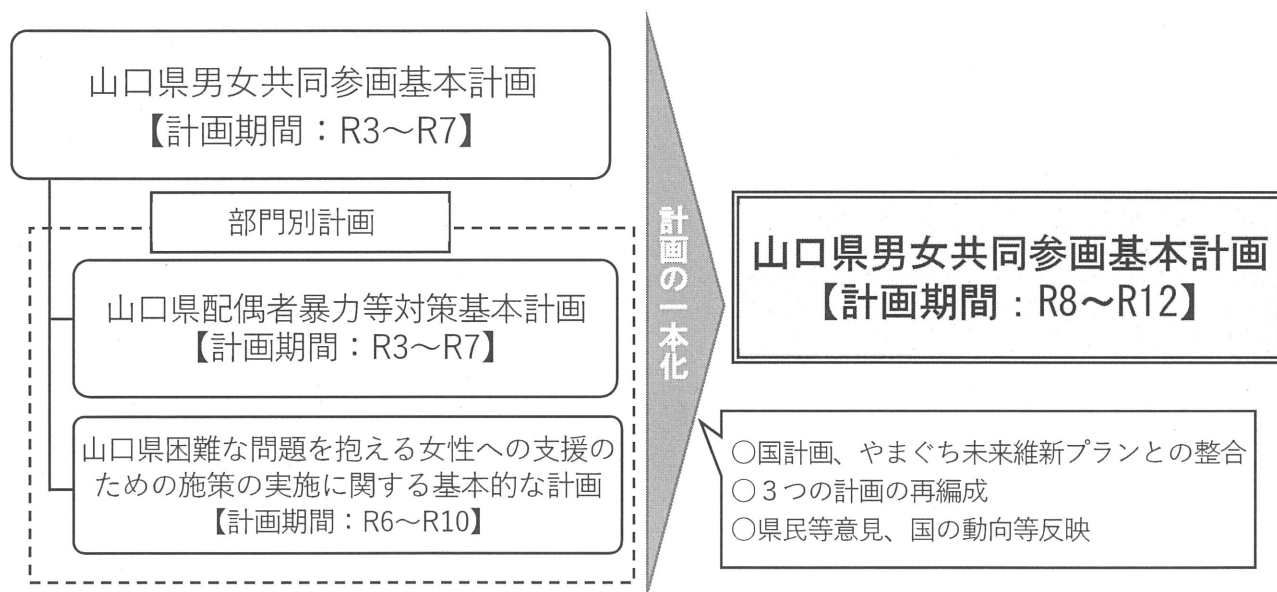


第 6 次山口県男女共同参画基本計画について

1 改定趣旨

- 男女共同参画社会の推進に向けては、「山口県男女共同参画基本計画」を軸に、部門別計画として「山口県配偶者暴力等対策基本計画」及び「山口県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定し、これらの基本計画に基づく施策を実施
- 男女共同参画に関する課題は、複雑化、多様化、複合化し、これらの課題を解決するためには、男女共同参画関連施策の一体的な推進や市町・事業者・関係団体等との連携強化による総合的な施策推進体制の構築が必要
- これら 3 つの計画のうち 2 つの計画が期間満了となるため、関連する 3 つの計画を一本化し、より実効性のある施策を一体的に展開



2 計画の位置づけ

- 男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本計画
(女性活躍推進法、DV防止法、女性支援新法に基づく推進又は基本計画として位置付け)
[根拠] 男女共同参画社会基本法第 14 条、山口県男女共同参画推進条例第 7 条
女性活躍推進法第 6 条、DV防止法第 2 条、女性支援新法第 8 条
- 「やまぐち未来維新プラン」の分野別計画

3 期間 令和 8 年度～12 年度（5 年間）

4 改定に向けた視点

- 「やまぐち未来維新プラン」との整合性を確保し、国の第 6 次男女共同参画基本計画に対応
- 現行計画の課題や男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化に対応

5 「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定後の社会経済情勢の変化

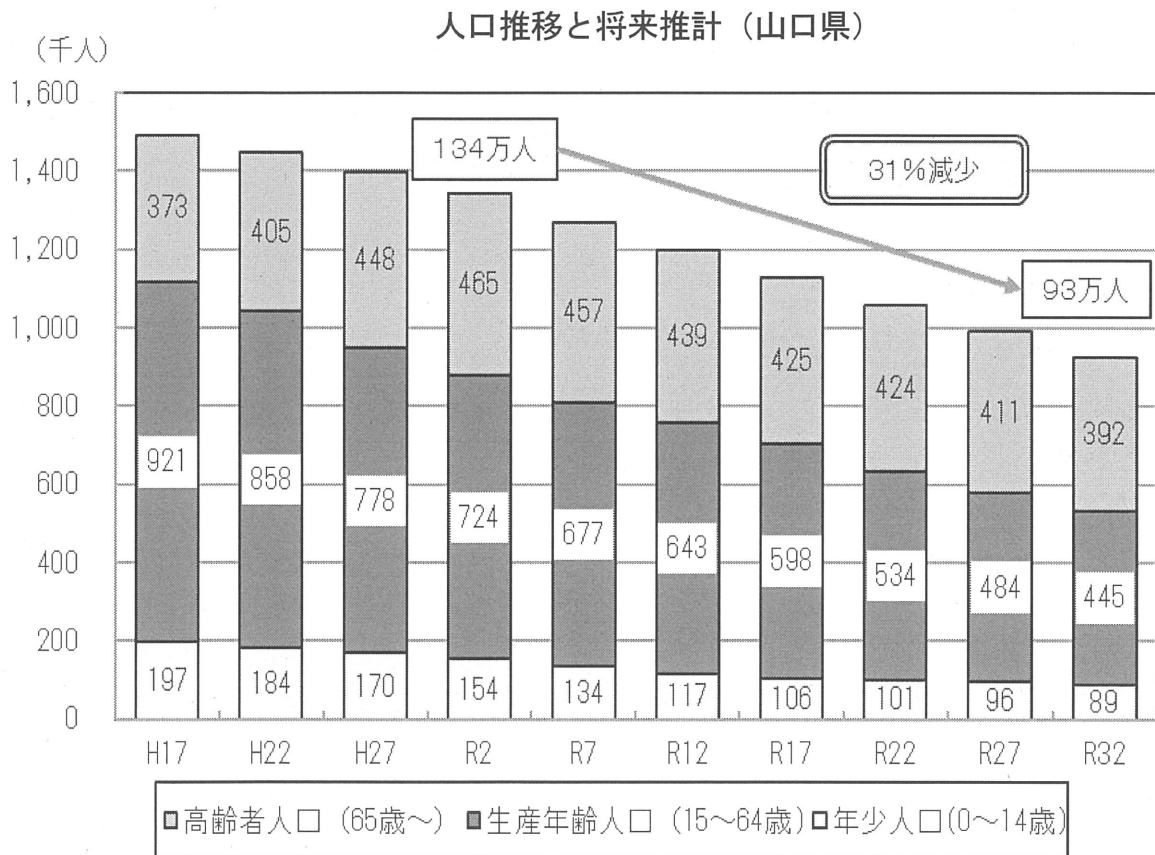
(1) 人口等の現状

① 人口の減少

本県の人口は、1985（昭和60）年以降減少を続け、2020（令和2）年では134万3千人まで減少しています。

また人口減少率はさらに拡大し、2020（令和2）年から2050（令和32）年までに約41万人（31%）減少する見込みです。

就職や進学等を理由に若い世代が県外に流出するなどの社会減に加え、出生数の減少による自然減により、人口減少に歯止めがかからない状況になっています。

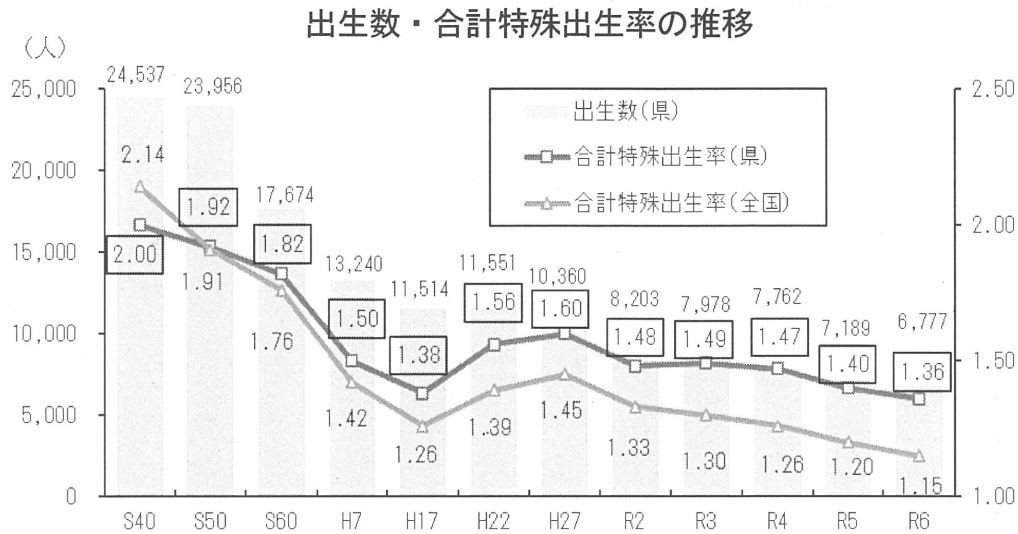


[資料] 令和2年以前：国勢調査、令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所

② 少子化の進行

本県の出生数は減少傾向が続き、2024（令和6）年に生まれた子どもの数は6,777人となり、1985（昭和60）年（17,674人）より、約62%減少しています。

また、2024（令和6）年の合計特殊出生率についても、1.36と全国平均の1.15を上回っていますが、人口置換水準（人口を維持していくために必要な水準）の2.07を大幅に下回っています。

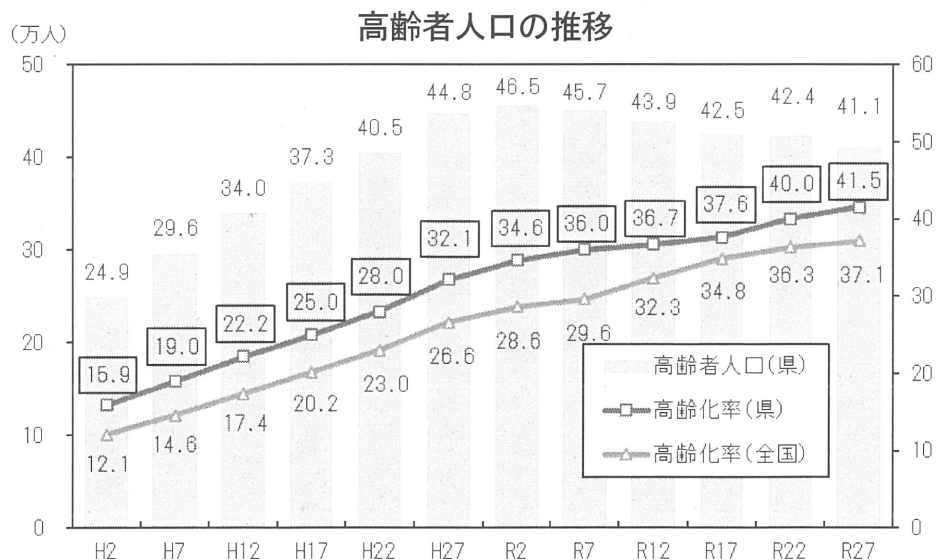


[資料]人口動態統計

③ 高齢化の進行

本県の高齢化率（65歳以上の高齢者の総人口に占める割合）は、2025（令和7）年には36.0%（全国29.6%）と、全国に大きく先行して高齢化が進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の高齢者人口は2020（令和2）年をピーク（46万5千人）に緩やかに減少に転ずることが予想されていますが、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の減少が大きいことから、2045（令和27）年には高齢化率が41.5%となり、今後一層の高齢化が進むことが予測されています。



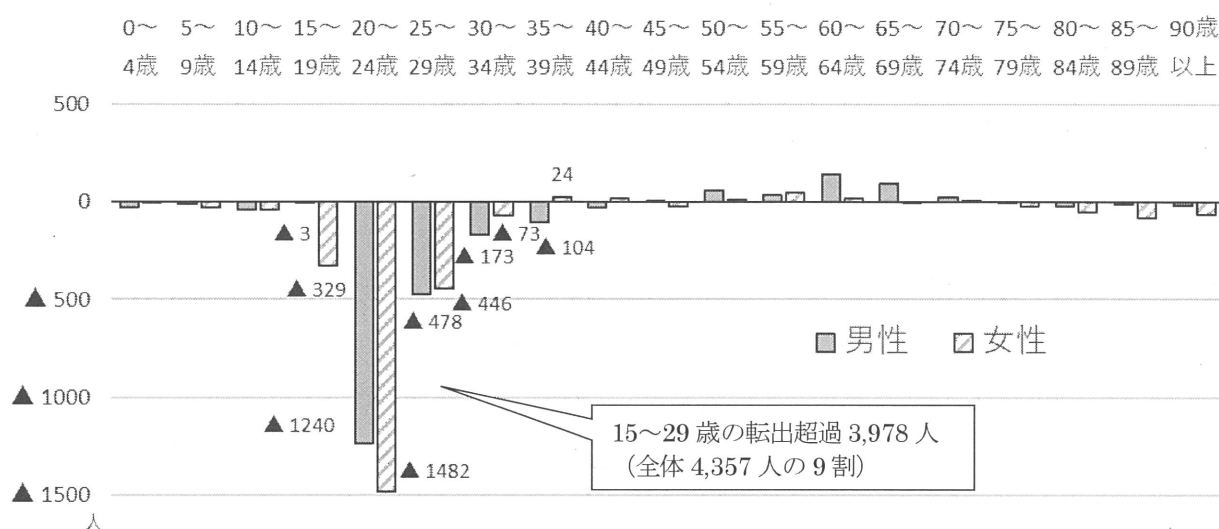
[資料]令和2年以前：国勢調査、令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所

④ 女性、若者を中心とした県外への流出

本県では、若者を中心に進学や就職による県外流出が一貫して続いており、男子に比べて女性の流出が大きくなっています。特に、15歳から29歳の若者の県外への転出が顕著であり、全体の転出超過数の約9割となっています。

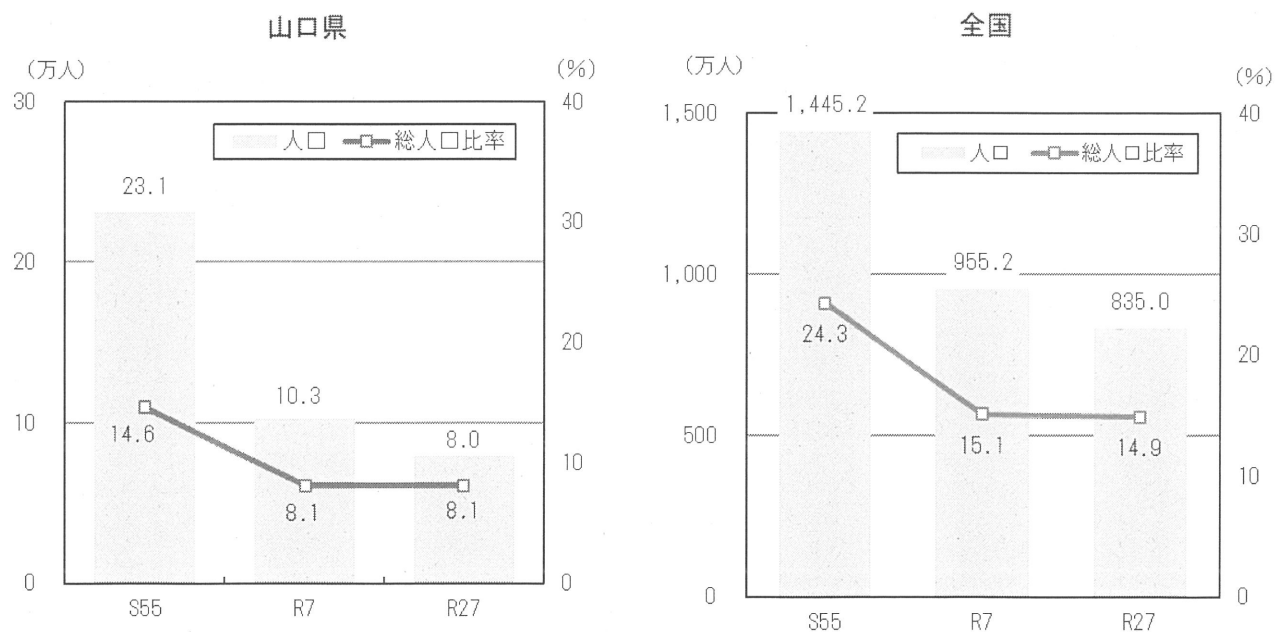
また、20歳から39歳の女性の人口は2025（令和7）年時点で、1980（昭和55）年と比べて約55%減少し、2045（令和27）年には更に約22%減少する見込みであり、全国に比べて、減少幅が大きくなっています。

山口県における年齢別人口の社会増減の状況



[資料] 令和6年住民基本台帳人口移動報告

20～39歳の女性人口の推移



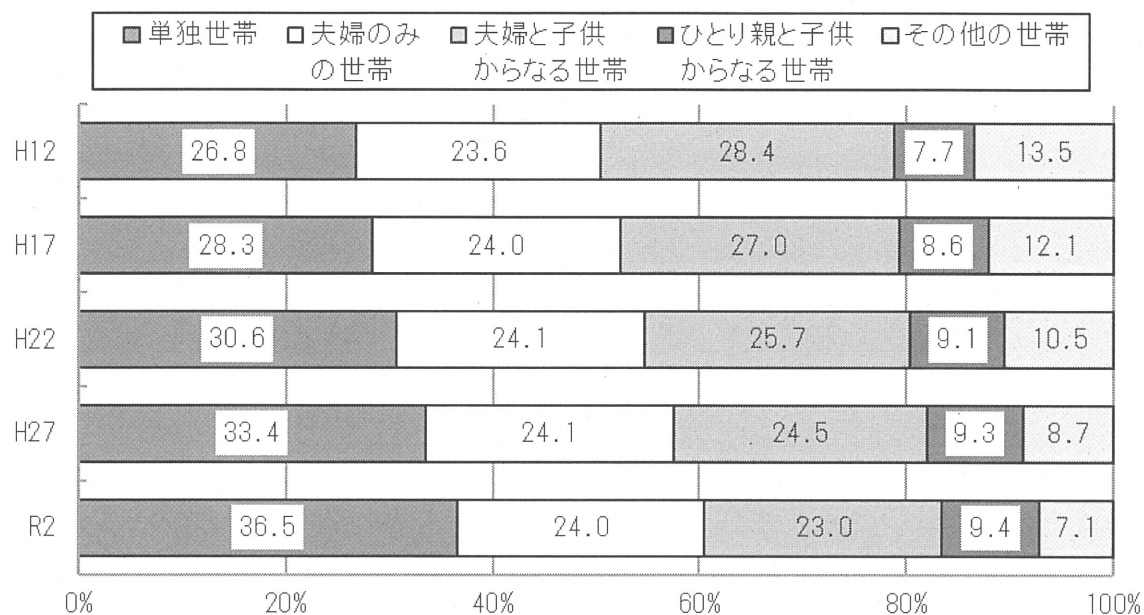
[資料] 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

⑤ 家族形態の変化

本県では、1世帯当たりの平均人員が減り続けており、単独世帯やひとり親世帯が増加するなど家族形態が変化しています。

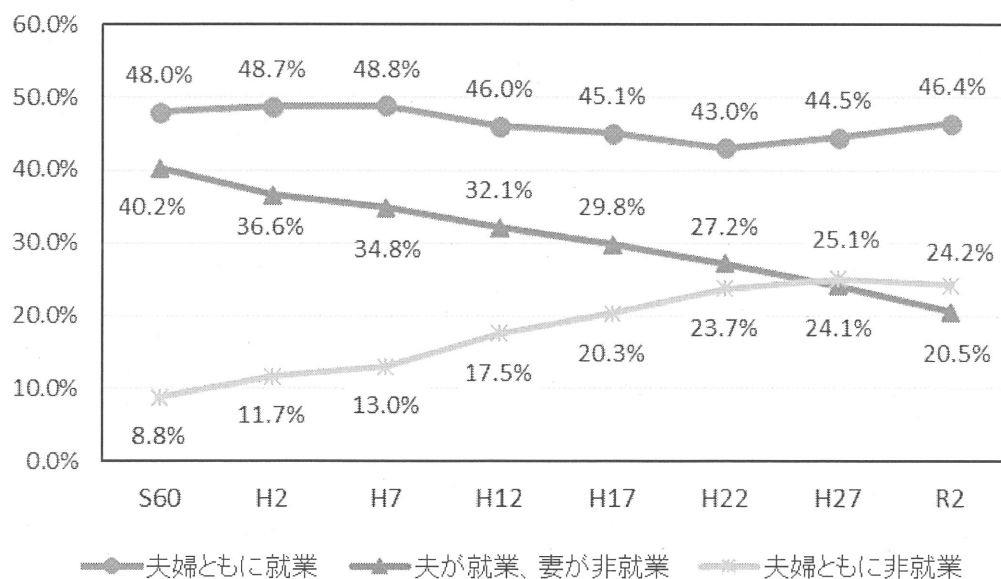
また、夫婦とも就業している共働き世帯の割合が多く、夫が就業、妻が非就業の世帯の割合の2倍以上となっています。

一般世帯の家族類型別割合の推移(山口県)



[資料] 国勢調査

一般世帯に占める共働き世帯の割合(山口県)



[資料] 国勢調査

(2) 労働環境をめぐる状況

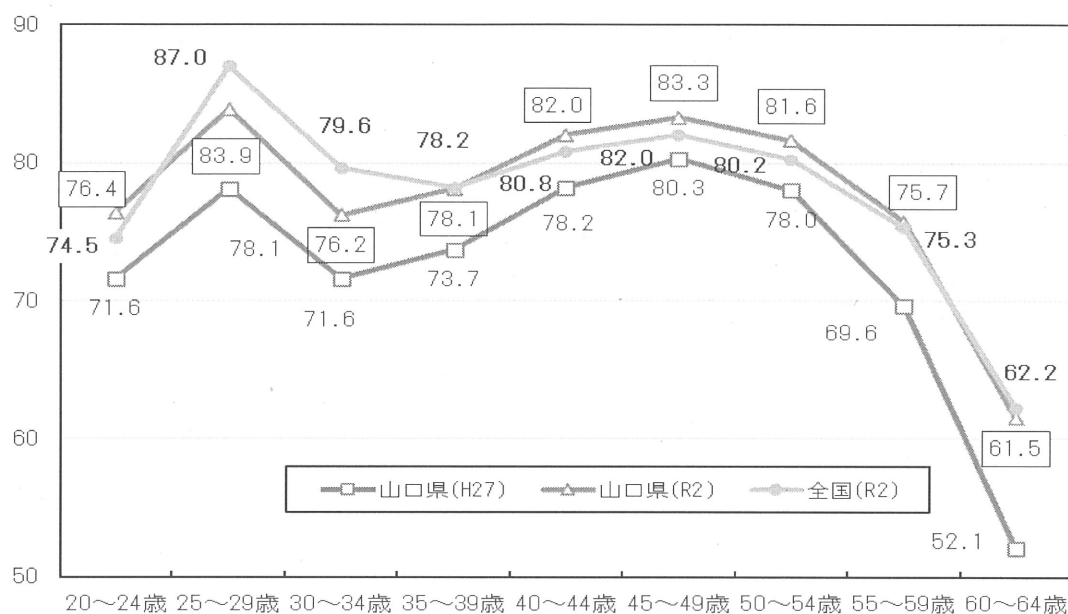
① 女性の就業をとりまく環境

近年、社会経済情勢が大きく変化する中、社会参加意識の高まりなどにより、本県の雇用者に占める女性の割合は増えています。

出産、育児等の理由から30歳代を中心に働く人が減る「M字カーブ」の解消は進みつつありますが、全国より20歳代後半から30歳代前半の労働力率は低くなっています。

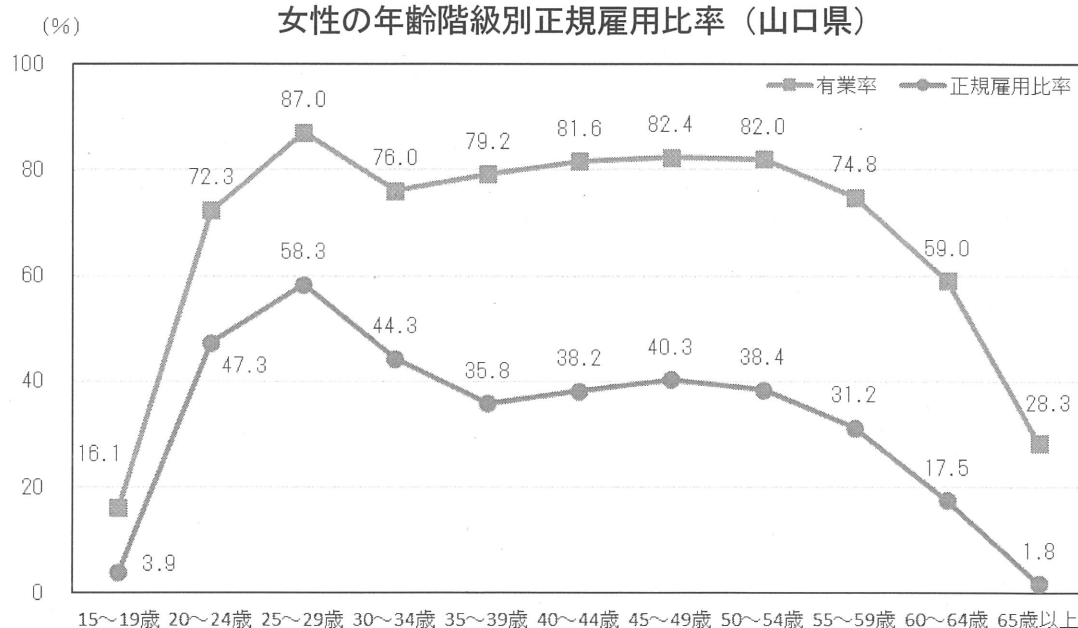
また、女性の正規雇用比率は20歳代後半をピークに低下していますが、40歳代では増加の傾向がみられます。

女性の年齢階級別労働力率（山口県）



[資料] 国勢調査

女性の年齢階級別正規雇用比率（山口県）



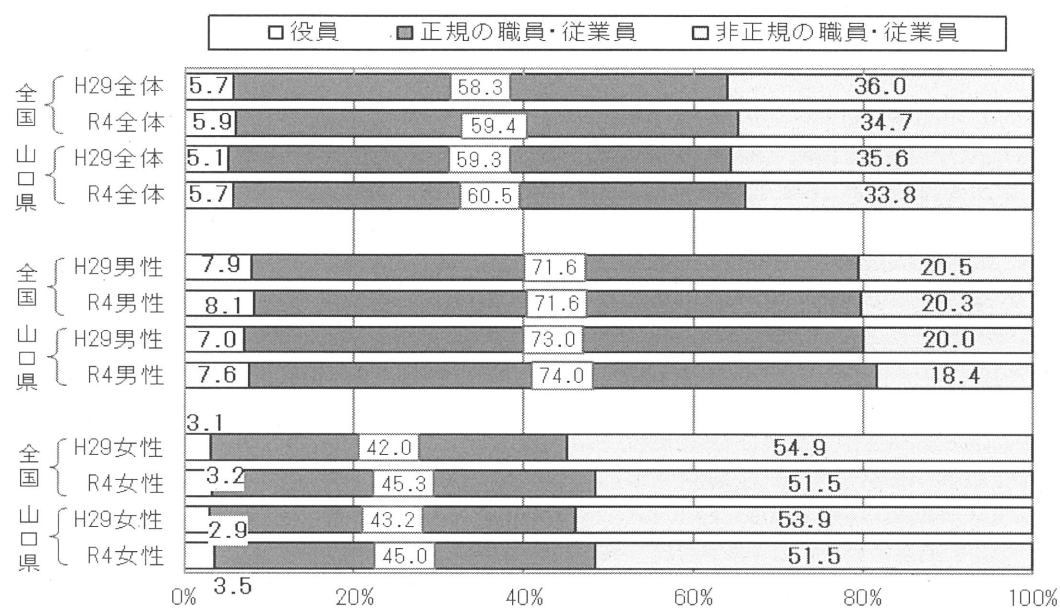
[資料] 令和2年国勢調査

② 雇用をとりまく環境

本県の雇用形態をみると、近年、正社員比率の増加と非正規雇用の割合の低下という傾向が見られますが、男性に比べ女性の方が非正規雇用の割合が高い状況となっています。

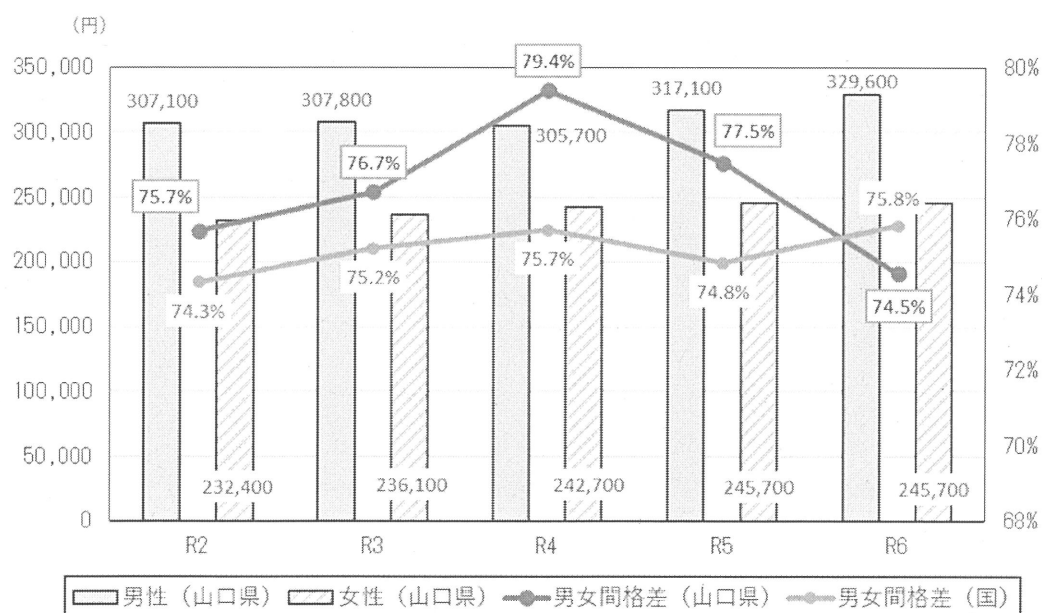
また、男性と女性の給与水準を比較すると、全国、本県とも、男性の給与水準と比べて女性の給与水準は約7割程度の状況が続いています。

雇用形態別の割合（全国・山口県）



〔資料〕平成29年、令和4年就業構造基本調査

所定内給与額の男女間格差（全国・山口県）



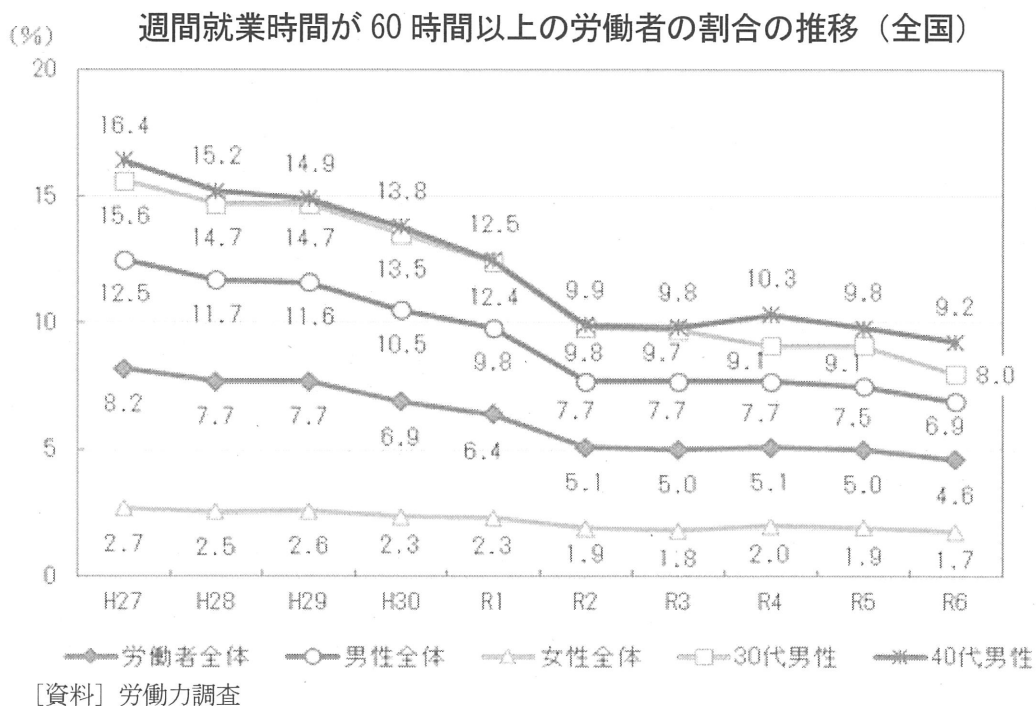
〔資料〕賃金構造基本統計調査

※男性の一般労働者を100とした場合の女性の一般労働者の給与水準（注）短時間労働者を除く

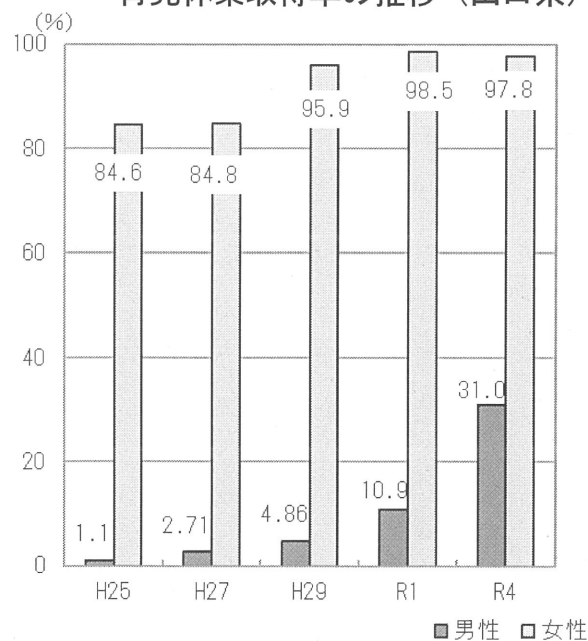
(3) 仕事と子育て等の両立をめぐる状況

「労働力調査」(総務省)によると、2025(令和6)年における週間就業時間が60時間以上の労働者の割合は4.6%と減少傾向にはありますが、特に子育て世代に当たる30歳代、40歳代男性では労働者全体の約2倍と高い水準で推移するなど、依然として長時間労働の実態が見られます。

また、本県の男性の育児休業取得率は、上昇傾向にあるものの、女性と比較すると依然として低い状況にあり、6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間も、女性と比較するとかなり少ない状況です。



育児休業取得率の推移(山口県)



[資料] 県雇用管理実態調査および県働き方改革実態調査

6歳未満の子供がいる世帯の家事・育児時間（令和3年）

	山口県		全 国	
	男 性	女 性	男 性	女 性
家事	25分（33位）	204分（3位）	30分	178分
育児	41分（46位）	242分（11位）	65分	234分

※1日あたりの合計時間（週全体平均）、育児以外の家事時間は、家事、介護・看護、買い物

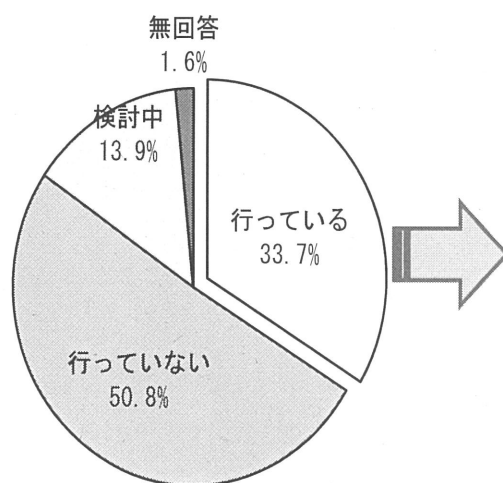
〔資料〕社会生活基本調査 ※（ ）内は全国順位

(4) 女性の活躍に関する状況

本県では、ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合は、約3割にとどまっています。また、事業所の管理職に占める女性割合を役職別にみると、各役職において、平成30年以降減少傾向にあります。

一方、県職員の課長級以上に占める女性職員の割合は年々増加しています。

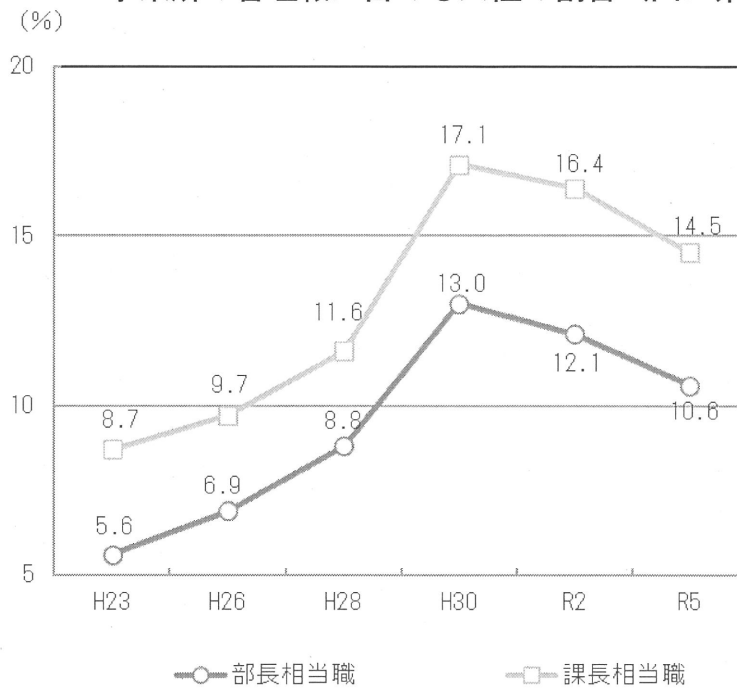
ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合（山口県）



取組内容(複数回答)	割合
女性の管理職登用	53.4%
女性の登用拡大	47.6%
パート・アルバイト等から正社員への登用	44.2%
女性の継続就業等のキャリア形成	33.0%
職場環境・風土の改善	32.7%
女性の職域拡大	30.3%
離職した女性の同一職場への復帰支援	18.4%

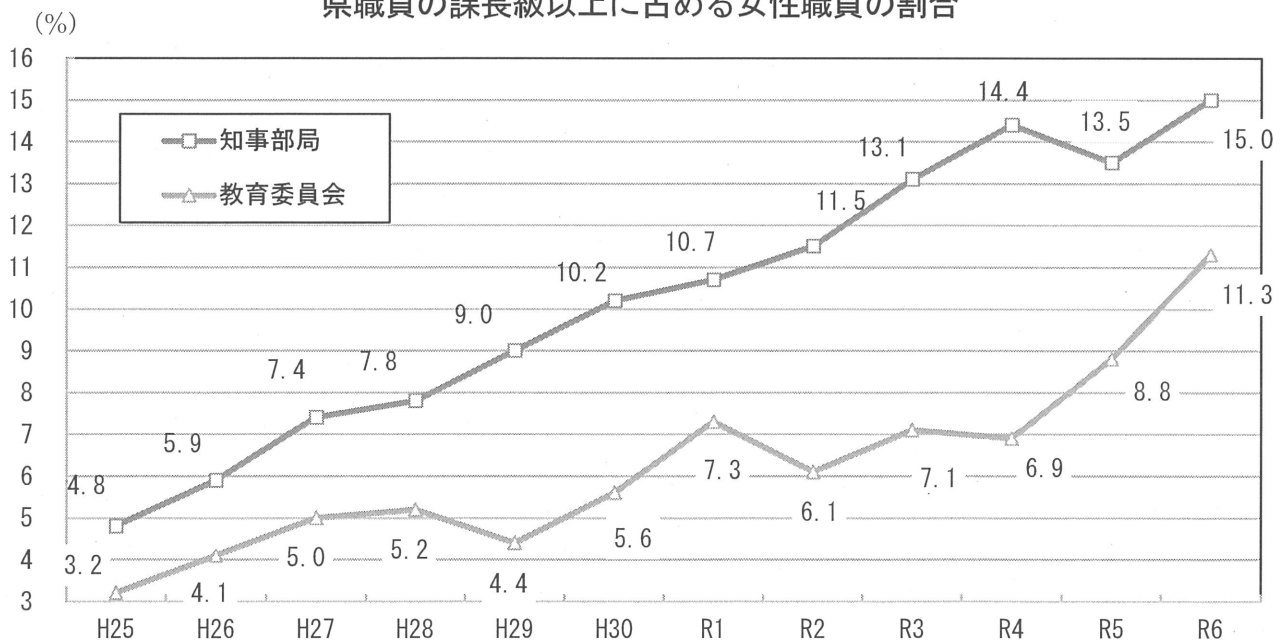
〔資料〕令和5年度県働き方改革推進実態調査

事業所の管理職に占める女性の割合（山口県）



[資料] 県雇用管理実態調査および県働き方改革推進実態調査

県職員の課長級以上に占める女性職員の割合



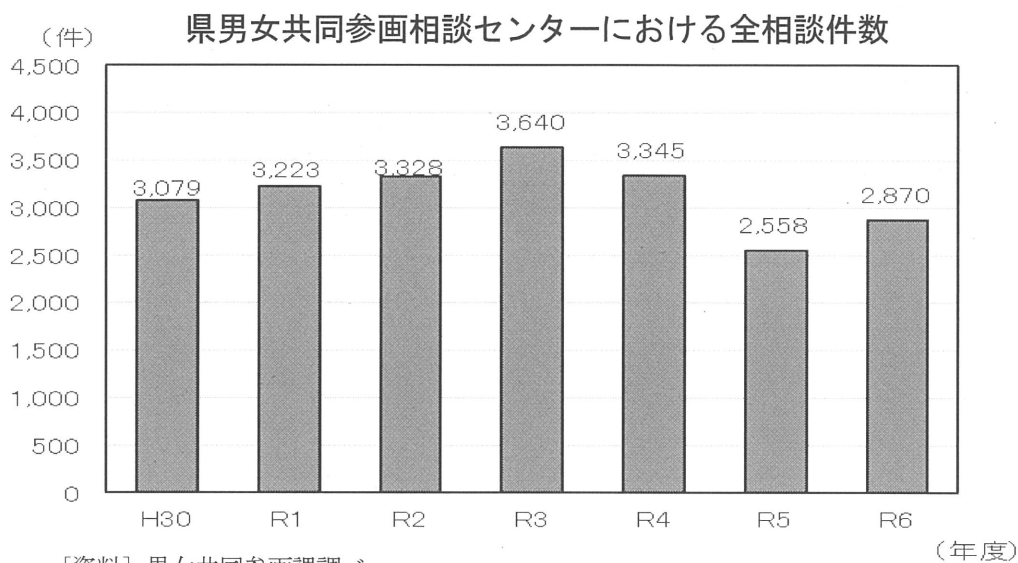
[資料] 男女共同参画課調べ

(5) 困難な問題を抱える人々の状況

① 男女共同参画相談センターへの相談件数

県男女共同参画相談センターでは、夫婦や家庭の問題、配偶者等からの暴力、性暴力被害など、様々な内容の相談を受けており、平成 30 年度以降の相談件数は年間 3,000 件を超えていたところですが、近年は 3,000 件未満で推移しています。

また、相談内容は、精神的問題のほか、配偶者関係や親族関係など家庭内での悩みに関するものが多い傾向です。



県男女共同参画相談センターにおける相談内容別件数

相談内容		年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
人間関係	配偶者関係	444	495	440	443	455
	子ども関係	26	40	42	26	43
	親族関係	58	69	55	45	132
	交際相手関係	50	27	23	41	23
	男女関係	32	29	20	19	11
	ストーカー被害	6	9	5	5	8
	家庭不和	57	20	42	36	13
	その他	405	322	368	337	333
経済関係	生活困窮	2	4	1	7	3
	サラ金・借金	1	0	1	1	1
	求職	1	5	4	0	0
	その他	7	4	2	6	2
医療関係	病気	12	8	13	7	4
	精神的問題	1,714	1,595	1,343	900	1,117
	妊娠・出産	3	1	2	1	2
	その他	5	5	3	4	1
その他		505	1,007	981	680	722
計		3,328	3,640	3,345	2,558	2,870

[資料] 男女共同参画課調べ

② 男女共同参画相談センターにおける一時保護

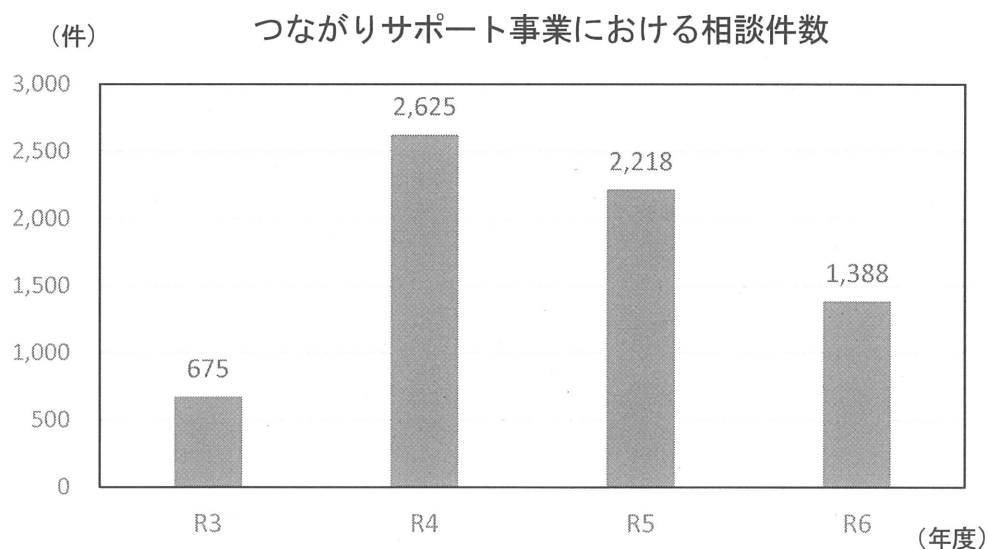
県男女共同参画相談センターでの一時保護件数は、近年20件程度で推移しています。被保護者のほとんどは、DV被害者とその同伴児です。

一時保護の状況				*() 同伴児童者		(単位：件)
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一時保護	11 (16)	14 (9)	13 (12)	19 (28)	21 (19)	19 (14)
うち DV	9 (10)	11 (9)	11 (12)	17 (28)	19 (19)	15 (14)

[資料] 男女共同参画課調べ

③ 民間団体への相談件数

多様化・複雑化する様々な困難な問題を抱える女性に対し、民間団体と共同しながら、その問題の背景や心身の状況等に応じた支援を令和3年から実施していますが、相談件数は令和4年度をピークに減少傾向にあります。

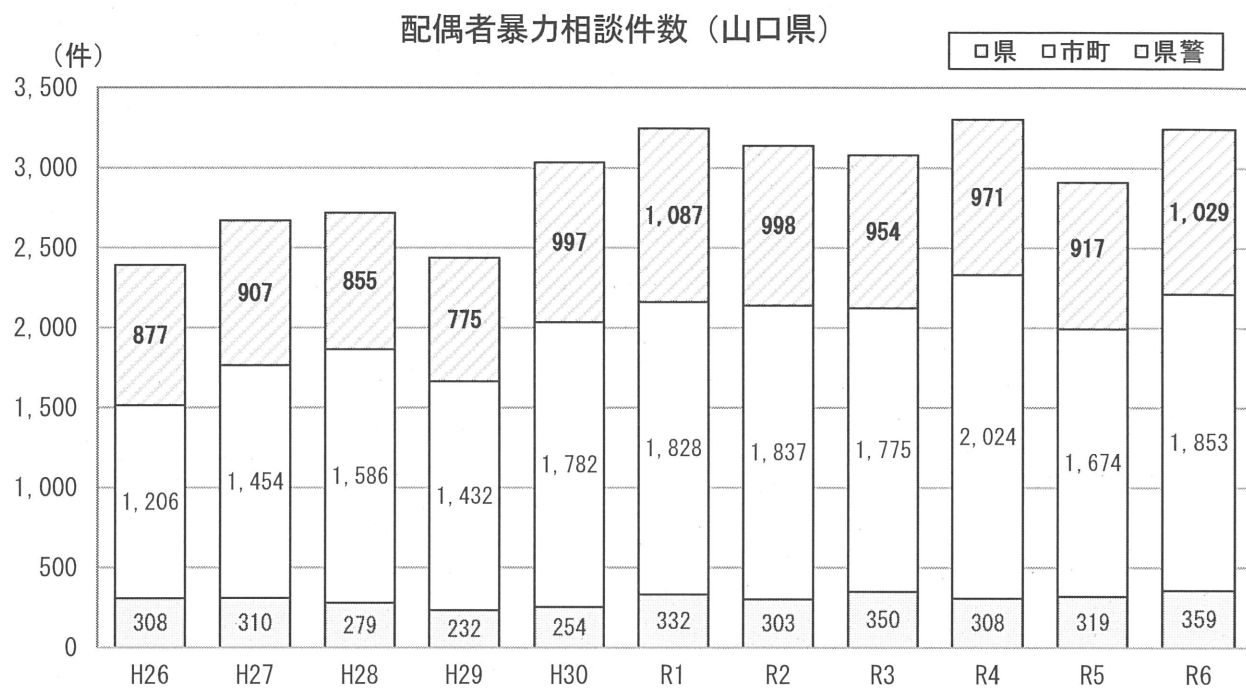


[資料] 男女共同参画課調べ

(6) 男女間の暴力に関する状況

① 配偶者等からの暴力相談件数

県男女共同参画相談センターや、市町における相談窓口、県警察本部（各警察署受付分含む）で受け付けた相談件数は増加傾向にあります。



〔資料〕 男女共同参画課、県警人身安全対策課調べ

（注）県警のデータは暦年

② 配偶者等からの暴力に係る一時保護、検挙、保護命令発令件数

県男女共同参画相談センターが実施した、配偶者等からの暴力に係る被害者の一時保護件数は、15件前後で推移しています。

また、DV防止法違反及び他法令（傷害等）による検挙件数は、令和3年に25件と減少しましたが、その後は増加傾向にあります。

さらに、被害者からの申し立てにより、裁判所がDV防止法に基づき加害者に対し発する保護命令は、接近禁止命令、退去命令及び電話等禁止命令の3種類があり、近年は25件前後で推移しています。

DV被害者の一時保護件数

(単位：件)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一時保護	19	15	19	12	9	11	11	17	19	15
同伴家族	(28)	(26)	(25)	(9)	(10)	(9)	(12)	(28)	(19)	(14)

[資料] 県男女共同参画相談センター

DVによる検挙件数

(単位：件)

年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	40	69	59	45	49	48	25	35	39	50

[資料] 県警察本部

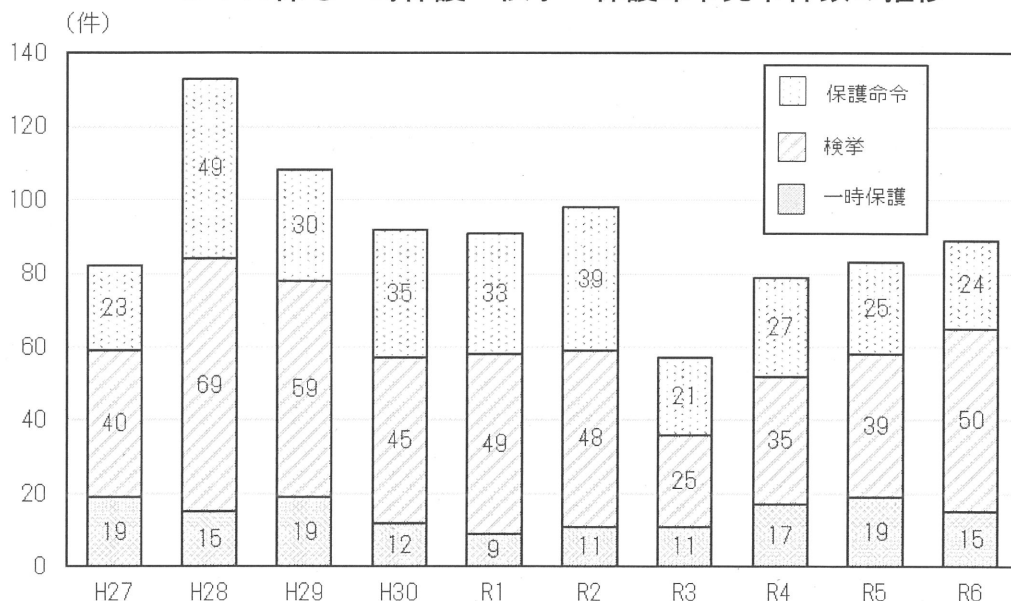
DV防止法に基づく保護命令発令件数

(単位：件)

年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	23	49	30	35	33	39	21	27	25	24
全国	2,400	2,082	1,826	1,700	1,591	1,465	1,335	1,111	1,165	1,168

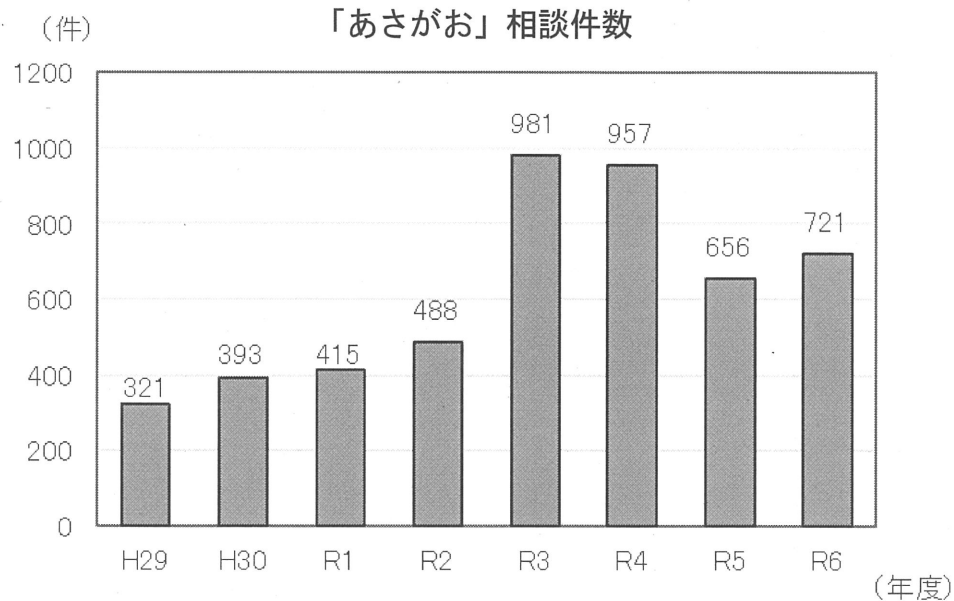
[資料] 山口地方裁判所、全国は最高裁判所

DVに係る一時保護・検挙・保護命令発令件数の推移



③ やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の相談件数

2017（平成 29）年 1 月に開設した性暴力相談ダイヤル「あさがお」の相談件数は令和 3 年をピークに減少していましたが、令和 6 年度は前年度より増加しています。



[資料] 県男女共同参画相談センター

性暴力・性犯罪被害における相談内容別件数

（単位：件）

	不同意 性交等	不同意 わいせつ	性的虐待	DV(デ ートDV 含む)	過去の 性暴力	その他 ・不明	合 計
R 6	6 3	4 3	2	1 4	4 9 9	1 0 0	7 2 1
R 5	1 6 5	7 0	3	1 4	2 4 8	1 5 6	6 5 6
R 4	3 0 9	1 3 1	3	4 5	2 7 9	1 9 0	9 5 7

[資料] 県男女共同参画相談センター

性暴力・性犯罪被害における年代別件数

（単位：件）

年 代	～10代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代 以上	不明	計
R 6	6 0	5 6	3 4 0	3 3	5 9	1 2 1	5 2	7 2 1
R 5	7 8	1 8 2	1 5 7	1 9	5 6	5 2	1 1 2	6 5 6
R 4	1 4 5	3 3 0	1 7 4	4 5	9 4	6 3	1 0 6	9 5 7

[資料] 県男女共同参画相談センター

6 「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定後の国・本県の主な動き

(1) 国の動き

【女性の活躍関係】

○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

（令和7(2025)年6月改正 令和8(2026)年4月施行）

女性の活躍を推進についてその基本原則を定めるとともに、国、自治体、企業に対して女性が活躍するために実施すべき事項を定めた法律で、平成28(2018)年4月1日から10年間の時限立法でしたが、今回の改正で、期限が更に10年間延長されました。併せて、男女間賃金差異の公表義務が常用労働者101人以上の企業に拡大し、新たに女性管理職比率の公表が常用労働者101人以上の企業に義務付けられました。

○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正 （令和3(2021)年6月改正・施行）

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）が令和3年6月に公布・施行され、政党等の取組項目の例示として候補者の選定方法の改善やセクハラ・マタハラ等の対策等が明記されるとともに、国・地方公共団体の施策・責務の強化等を行うための改正が行われました。

【働き方改革関係】

○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）及び次世代育成支援対策推進法」の改正 （令和6(2024)年5月改正 令和7(2025)年4月から段階的に施行（一部令和6年(2024)年5月施行））

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置が定められました。

○「新女性デジタル人材育成プラン」の決定 （令和7(2025)年6月決定）

今回策定するプランでは、前回策定してからの3年間におけるデジタル技術の進展を概観するとともに、改めて女性がデジタルスキルを身につけることの意義を整理し、基礎的なデジタルリテラシーの習得の支援など、デジタル分野への間口を広くとりつつも、デジタルスキルを活かした女性活躍の具体的な姿をパターン化し、そのパターン別に、デジタルスキル向上やデジタル分野への就業支援などの支援メニューを提示しています。

【暴力の根絶関係】

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正

（令和5(2023)年4月改正 令和6(2024)年4月施行）

保護命令の拡充と保護命令違反の厳罰化を目的とした配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象を拡大することを始めとする保護命令制度の拡充や被害の発生から生活再建に至るまで切れ目のない支援を行うための多機関連携を強化する仕組みの創設などが定められました。

○「刑法」の改正（令和5(2023)年6月改正 令和5(2023)年7月施行）

刑法が改正され、性犯罪に関しては、強制性交等罪が「不同意性交等罪」に、性交同意年齢の「16歳未満」へ引上げ、性的画像の盗撮は「撮影罪」など、118年ぶりの刑法制定以来の大幅改正が行われました。

○「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV出演被害防止・救済法）」の成立（令和4(2022)年6月公布・施行）

AV出演契約による被害を防止し、被害者を救済することを目的とし、具体的には、出演契約の無効化、AVの公表の差止請求、事業者への罰則などの事項が定められました。

【その他】

○「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の成立（令和5(2023)年6月公布・施行）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としたLGBT理解増進法が令和5(2024)年6月に成立し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項が定められました。

○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」の成立（令和4(2022)年5月公布 令和6(2024)年4月施行）

従来、昭和31(1956)年に制定された売春防止法を根拠として、女性をめぐる課題に対応する婦人保護事業を実施していましたが、女性をめぐる課題は、非虐待経験や障害による生きづらさ、性暴力被害や生活困窮などが複雑化・多様化・複合化してきたことから、このような多様な問題を抱える女性に対する「支援」を中心に据えた新しい法律の必要性が指摘されるようになりました。こうした声を受けて、「女性の福祉」や「人権の尊重・擁護」を目的に、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指して、令和4(2022)年5月に制定されました。

○「独立行政法人男女共同参画機構法」の成立

（令和7(2025)年6月公布 令和8(2024)年4月施行（一部令和7年(2025)年6月施行））

男女共同参画に関する国の実施体制を強化するとともに、各地の男女共同参画センターを強力に支援していくため、独立行政法人国立女性教育会館を改組して、独立行政法人男女共同参画機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定められました。

○「男女共同参画社会基本法」の改正

（令和7(2025)年6月公布 令和8(2024)年4月施行（一部令和7年(2025)年6月施行））

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構の役割を定められ、男女共同参画センターが関係者相互間の連携・協働を促進するための拠点と法的に位置づけられた上、地方公共団体には、そのための体制の確保が努力義務化されました。

(2) 本県の動き

○ 「やまぐち未来維新プラン」の策定（令和4年12月）

新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、本県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針として策定しました。

プランの重点施策に、「女性の『働きたい』を応援する取組の強化」や「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、事業所や地域における女性の活躍を促進することとしています。

○ 第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定（令和7年3月）

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第2期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち未来維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築したうえで、本県の実情に応じた実践的な計画として策定しました。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性の『働きたい』を応援する取組の強化」、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、女性の活躍を促進することとしています。

○ 「山口県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定（令和6年3月）

「女性支援新法」や国が策定した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の内容に即し、本県の実情に応じ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指して策定しました。

7 県民意識調査

(1) 男女共同参画に関する県民意識調査

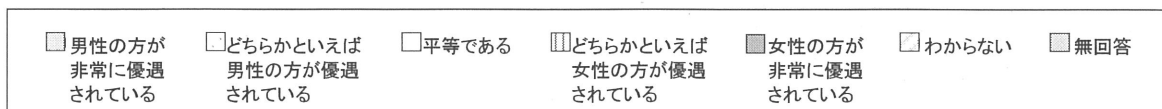
① 男女の地位の平等感について

「平等である」と回答した人の割合は、令和元年度調査と比較して、各分野において微増減はあるものの、概ね横這いで推移しており、「政治経済活動の中で」、「社会通念・慣習・しきたりなどで」、「社会全体として」の項目では、依然として、6割以上が「男性の方が優遇されている」と回答しています。

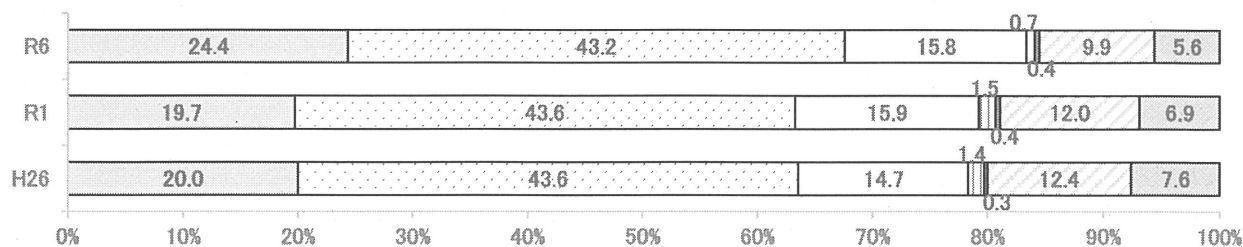
各分野において、「男性の方が優遇されている」と答えた割合は男性より女性の方が高く、「平等」と答えた割合は女性より男性の方が高く回答しています。

男女の地位の平等感について

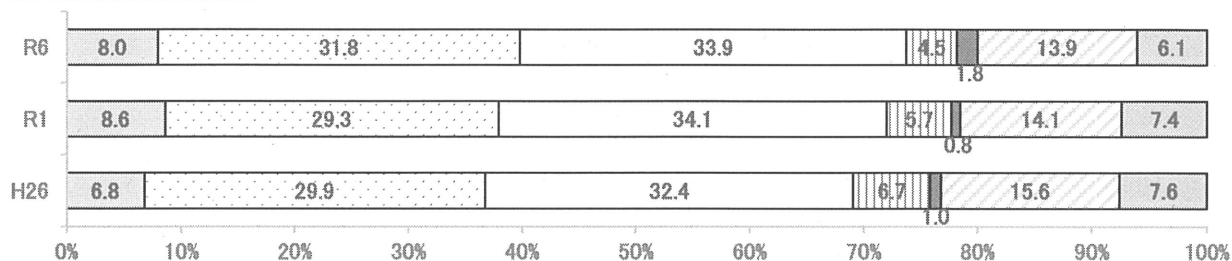




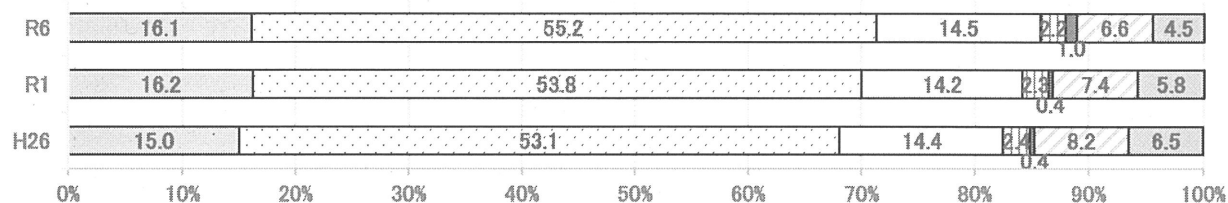
政治経済活動の中で



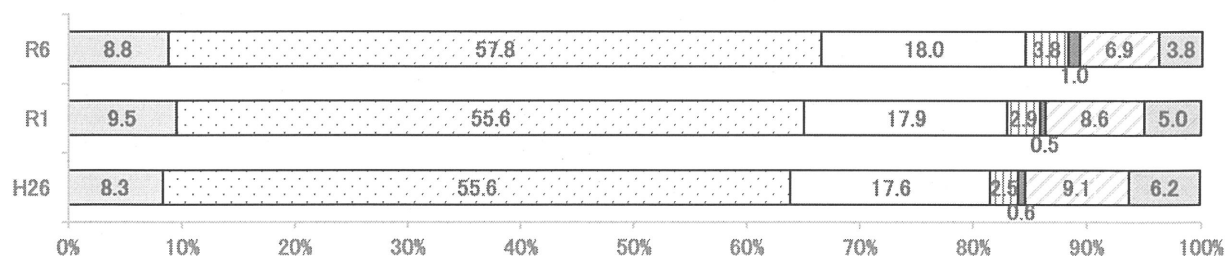
法律や制度の面で



社会通念・慣習・しきたりなどで



社会全体として



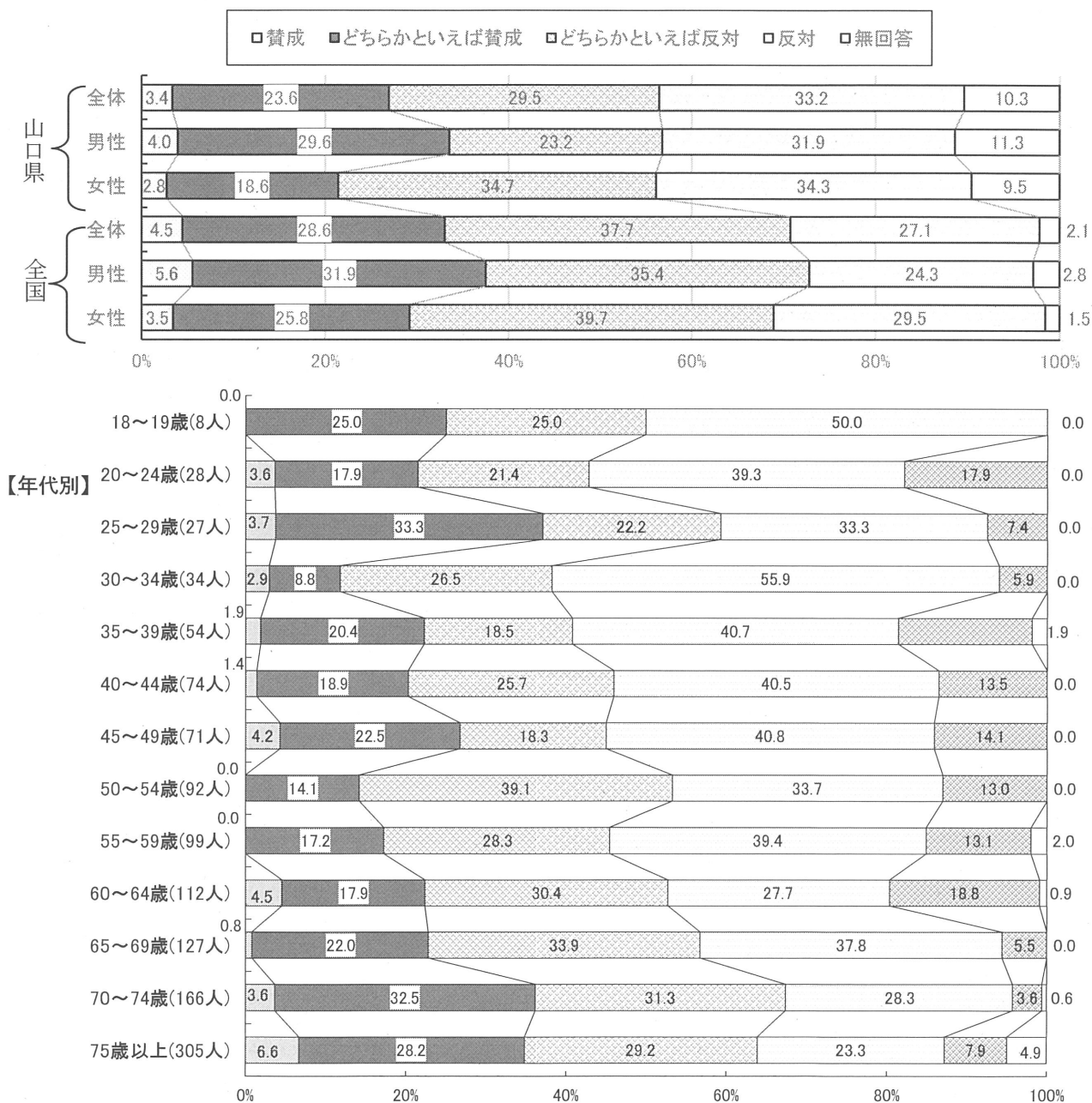
② 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

「賛成」が27.0%、「反対」が62.7%となり、反対が賛成を35.7ポイント上回っており、今回、男女ともに、「反対」が「賛成」を上回っています。

男女別にみると、「賛成」は男性が女性を12.2ポイント、「反対」は女性が男性を13.9ポイント上回っており、意識の差がみられます。

また、全国と比較すると、「賛成」は6%程度の差があるが、「反対」はほぼ同じ割合となっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



全国は、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和6年9月調査）より

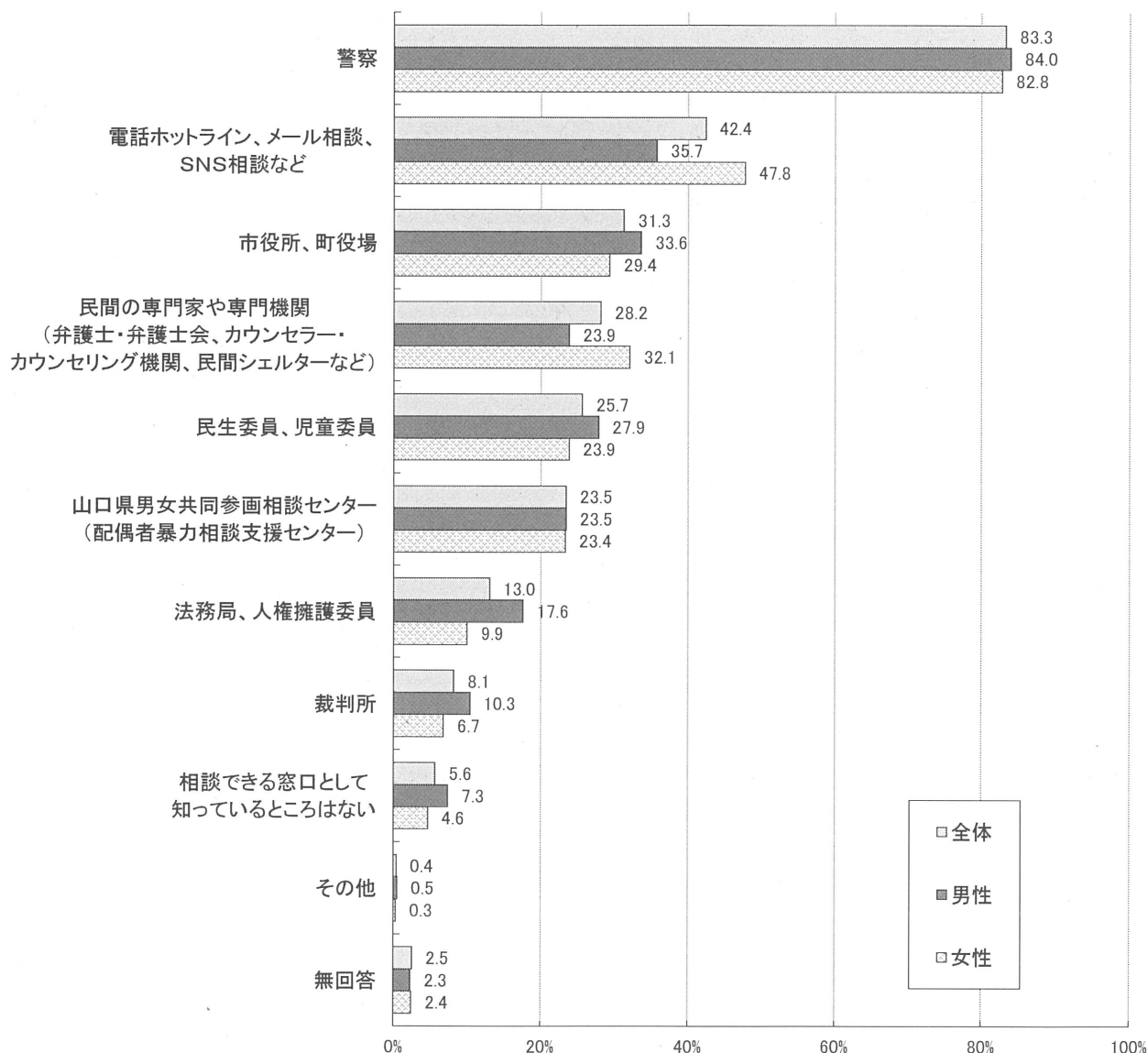
(2) 男女間における暴力に関する県民意識調査

① 配偶者からの暴力についての相談窓口の認知度

相談窓口として知っているものは、「警察」が最も高く、次いで「市役所、町役場」、「民間の専門家や専門機関」、県男女共同参画相談センターの順となっています。

県男女共同参画相談センターの認知度は 23.5%ですが、「相談できる窓口として知っているところはない」と回答した人は 5.6%となっています。

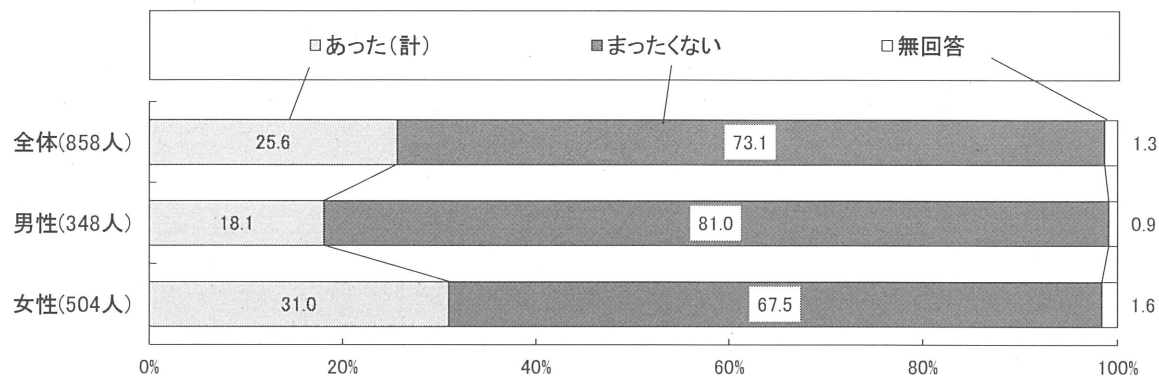
配偶者からの暴力についての相談窓口の認知度



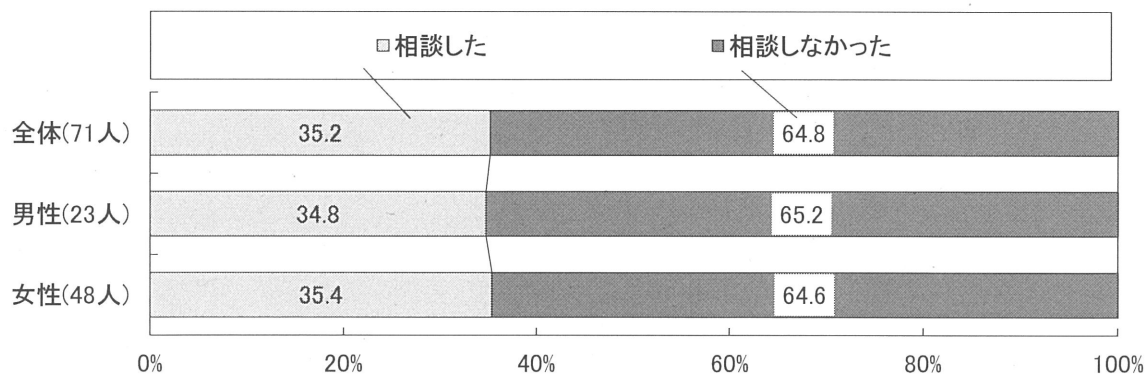
② 配偶者からの暴力の被害経験の有無と相談の有無

約3人に1人が配偶者からの暴力の被害経験があり、その被害について、約6割がどこ(だれ)にも相談していません。

配偶者からの暴力の被害経験の有無



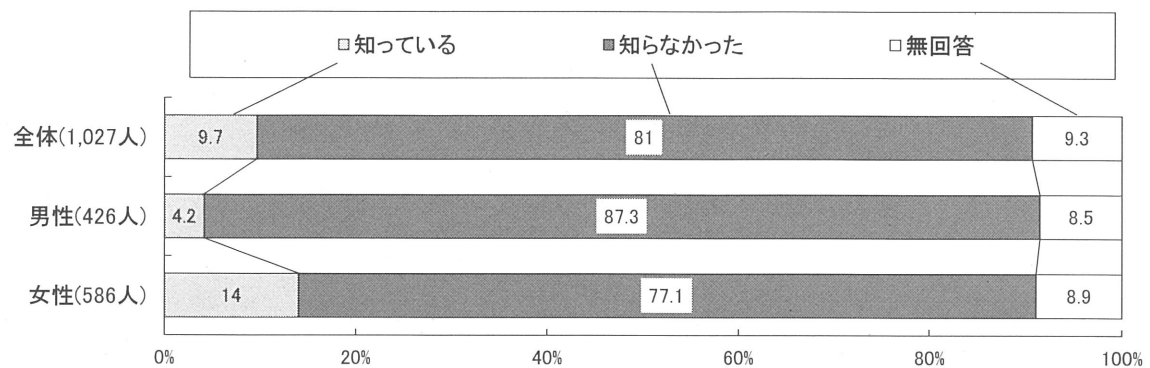
うち5年以内に被害経験があった方の相談の有無



③ やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の認知度

「知っている」と回答した人は、9.7%、性・年齢別では、女性は50歳代までの約1割が「知っている」と回答しています。

「あさがお」の認知度

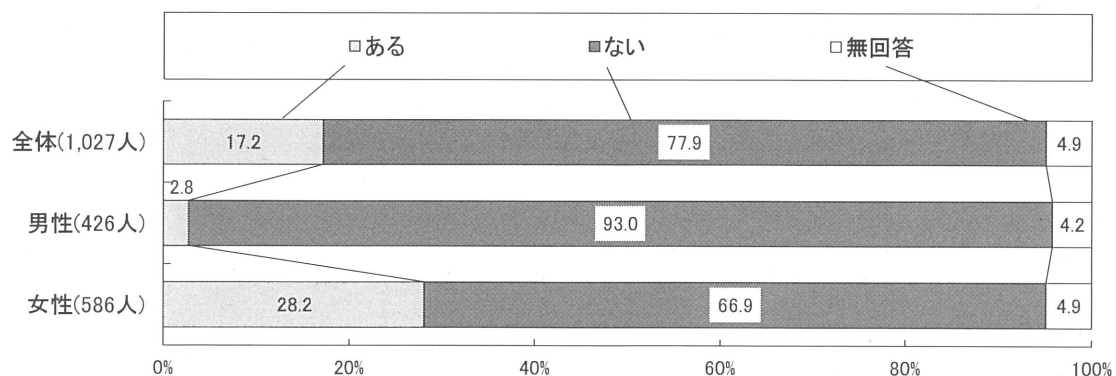


④ 性暴力の被害経験の有無と被害の相談の有無

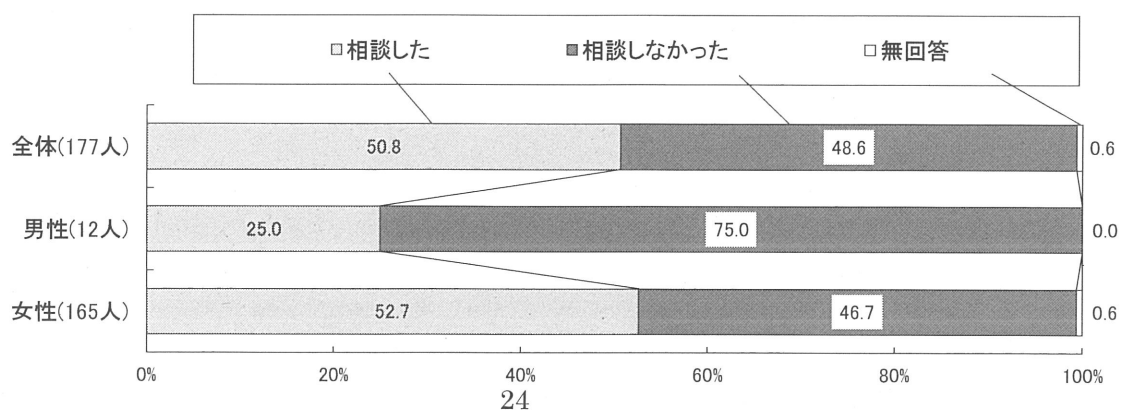
女性の約3人に1人は性暴力の被害経験があり、その被害について、約5割がどこ（だれ）にも相談していません。

※性暴力：性交、身体を触られる、痴漢、盗撮などの同意のない・望まない性的な行為

性暴力の被害経験の有無



性暴力被害の相談の有無



8 現状と課題

現 状	課 題
・ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合は3割と未だ低い水準にある。 ・男女の地位の平等感は、多くの分野で男性優遇と感じる人は多く、依然として不平等感が強い。	・事業者における、女性の活躍に向けた自主的な取組の促進が必要。 ・女性管理職の登用促進に向け、経営者等の意識改革や女性リーダーの育成支援の強化が必要。
・デジタルサービスの急速な拡大により、デジタル技術を活用した起業や就業の機会が増加。	・仕事と生活の調和の推進に向け、テレワークなど、柔軟な働き方の一層の普及が必要 ・デジタルスキルの習得への支援などデジタル人材育成への取組が必要。
・「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する人の割合は約3人に1人(27.0%) ・家事・育児の負担が、女性に偏っている。(家事・育児時間：男性88分、女性490分)	・長時間労働の縮減等働き方の見直しが必要 ・固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男性女性双方の意識改革及び行動変革が必要。
・男女共同参画相談センターの周知度23.5%、「あさがお」の周知度9.7%と低い ・DV被害者の約6割、性暴力被害者の約5割が、どこ(だれ)にも相談していない。 ・被害にあう年齢は、20歳代が最も多く、次いで18～19歳、小学生の時の順だった。	・DVや性暴力被害が潜在化しないよう、相談窓口等の周知など、必要な人に必要な情報を届けるための情報発信の強化が必要。 ・若年層に対する性暴力被害に対応するため、教育現場と連携した啓発等が必要。

※現行計画における目標指標は、達成及び概ね良好が約5割

(目標指標64項目 達成：29、概ね良好：5、更なる取組が必要：30)

＜主な目標指標等＞

〔◎達成、○概ね良好、△更なる取組が必要〕

項 目	目 標 値	現状値	進捗状況
重点項目1 あらゆる分野における政策・方針決定への女性の参画拡大	ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合 40%(R5)	33.7%(R5)	△
	県職員の課長級以上に占める女性職員の割合 18%(R8)	16.8%(R7)	○
重点項目2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	「職場の中」における男女の地位が平等と感じる人の割合 増加させる <24.9%(R1)>	23.8%(R6)	△
	育児休業取得率(男性) 17%(R6)	31.0%(R4)	◎
重点項目3 地域における男女共同参画の推進	自治会長に占める女性の割合 10%(R7)	10.8%(R7)	◎
	農山漁村の女性リーダー数 200人(R4)	161人(R6)	△
重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革	「男は仕事、女は家庭」という考えを肯定する者の割合 減少させる <35.5%(R1)>	27.0%(R6)	◎
	6歳未満の子供を持つ男性の育児・家事関連時間 増加させる <103分(H28)>	88分(R3)	△
重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	「学校教育の場」における男女の地位が平等と感じる人の割合 増加させる <57.5%(R1)>	57.0%(R6)	△
	青少年国際交流事業参加者数 969人(R6)	1,399人(R6)	◎
重点項目6 男女間における暴力の根絶	県男女共同参画相談センターの認知度 増加させる <25.1%(R1)>	23.5%(R6)	△
	DV被害について、どこ(誰)にも相談していない割合 減少させる <60.8%(R1)>	64.8%(R6)	△
重点項目7 生涯を通じた男女の健康の支援	健診実施率(特定健康診査) 70%(R5)	51.2%(R4)	△
	妊娠中の喫煙率 0%(R6)	2.0%(R5)	△
重点項目8 みんなが安心して暮らせる社会づくり	「子ども食堂」箇所数 100カ所(R6)	202カ所(R6)	◎
	65歳～69歳の働く男女の割合 55%(R4)	51.0%(R4)	△

9 国の6次計画（素案）

(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項

- ・ 性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上、経済的自立
- ・ 意思決定過程への女性の参画拡大の一層の推進
- ・ 女性に選ばれる地域づくり
- ・ ジェンダード・イノベーションの推進
- ・ ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成及び被害者の尊厳の回復
- ・ 多様かつ複合的な困難を抱える女性に対してのきめ細かな支援
- ・ 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底
- ・ あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の視点の確保

(2) 構成：以下の2政策領域と12分野（5次計画：3政策領域と11分野）

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

※「第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」の分野が2つの分野に分割されたが、5次計画から構成に大きな変更なし

10 第6次山口県男女共同参画基本計画の骨子（案）

(1) 3つの基本目標及び考え方

基本目標1 男女が共に活躍できる社会づくり

- 長時間労働の削減や多様で柔軟な働き方を通じた仕事と生活の調和の実現、働きながら子育て・介護等ができる就業環境の整備や多様なライフスタイルに対応する子育て支援策の充実、女性の職域の拡大や就業・創業支援などを推進
- 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進め、ポジティブ・アクションの促進により積極的な女性採用・登用のための取組を推進

基本目標2 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革

- 男女共同参画の推進に係る全ての取組の基盤として、また、様々な取組の実効性を高めていく観点から、子どもをはじめ様々な世代で、固定的な性別役割分担意識にとらわれない取組、男女双方の意識を変え行動に移していく取組を推進

基本目標3 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり

- 配偶者等からの暴力（DV）や性暴力、ストーカー行為、職場における各種ハラスメント等のあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その予防と被害の回復のための取組を推進
- 地域社会を取り巻く環境が変化する中で、多様かつ複合的な困難を抱える人々に対して、安全に安心して暮らせる環境を整備
- 男女のライフステージに応じた健康支援や相談体制の整備

(2) 施策体系 (案)

(※): 女性活躍推進計画、(◆): DV 防止基本計画、(★): 困難女性基本計画

現行計画 (第5次計画) 基本目標 (3項目) と重点項目 (8項目)	改定計画案 (第6次計画) 基本目標 (3項目) と重点項目 (8項目)	改定のポイント
I 男女が共に活躍できる地域社会づくり 1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (※) 2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 (※) 3 地域における男女共同参画の推進 (※)	I 男女が共に活躍できる社会づくり 1 <u>全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり</u> (※) 2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (※) 3 地域における男女共同参画の推進 (※)	>幅広い分野における取組が求められていることを反映するため「社会づくり」へ変更 >性別にかかわらず多様な働き方への対応や環境整備が求められている社会状況を踏まえ全文を変更
II 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革 4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革 (※) 一部 5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	II 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革 4 男女共同参画の推進に向けた意識改革と行動変革 (※) 一部 5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	>「意識の改革」に加え、新たに「行動変革」につなげるための取組を盛り込むことによる追加
III 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり 6 男女間における暴力の根絶 7 生涯を通じた男女の健康の支援 8 みんなが安心して暮らせる社会づくり (※) 一部	III 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり 6 <u>あらゆる暴力の根絶</u> (◆)、(★) 7 <u>生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</u> (※) 一部、(◆) 一部、(★) 8 生涯を通じた男女の健康の支援	>新たにDVと困難女性への支援のための計画に位置付け、そのための環境整備策を盛り込むため「環境づくり」へ変更 >従来のDV、性暴力やハラスメント等に加え、SNSによる誹謗中傷など新たな課題への対応を明確にするため「あらゆる暴力」に変更 >新たに困難な問題を抱える女性への支援等を加えることによる全文の変更

11 今後のスケジュール

年 月	県	男女共同参画審議会	県議会 (環境福祉委員会)
R7 年 9 月	骨子案作成	→ 骨子案審議	↓
10 月			骨子案報告
11 月	素案作成	→ 素案審議	↓
12 月	パブリックコメント	←	素案報告
R8 年 2 月	最終案作成	→ 最終案審議	↓
3 月	策定・公表	←	最終案報告

国の男女共同参画基本計画について

第5次男女共同参画基本計画（令和3年～令和7年） 【3政策領域、11分野】	第6次男女共同参画基本計画（素案）（令和8年～令和12年） 【2政策領域、12分野】
I あらゆる分野における女性の参画拡大 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事の調和 第3分野 地域における男女共同参画の推進 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進	I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現 第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を 選択できる社会の実現 第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の 参画拡大 第3分野 女性の所得向上と経済的自立の実現 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりをつまえた 男女共同参画の推進
II 安心・安全な暮らしの実現 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の 困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 第7分野 生涯を通じた女性の健康支援 第8分野 防災・復興・環境問題における男女共同参画の推進	第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない 社会基盤の形成と被害者支援の充実 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の 困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進
III 男女共同参画の実現に向けた基盤の整備 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	II 男女共同参画の実現に向けた基盤の整備・強化 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献